

令和6年度沖縄県飼養衛生管理指導等計画

令和6年3月13日
沖縄県公表

はじめに

1. 県内では令和2年1月に家畜伝染病である豚熱が発生し、10農場において防疫措置が実施され、12,381頭の豚が殺処分され、令和4年12月に1農場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、30,207羽の採卵鶏が殺処分された。これらの特定家畜伝染病の発生により、本県畜産業に大きな被害をもたらし、イベントの中止等、畜産業のみならず他産業にも大きな影響を与えた。
2. 県内における豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生時の疫学調査等により、家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解が不足し、同基準の遵守が不十分な事例が一部の農家で確認された。
3. これらのことは、養豚及び採卵養鶏に限るものではなく、また、県内で常在化している家畜の伝染性疾病による生産性の阻害という課題の観点からも、本県畜産業全体の共通課題である。
4. これらのことから、県内の生産現場においては、飼養衛生管理基準が家畜の飼養に係る衛生管理に関し基本として守るべき基準であるとの認識のもと、飼養衛生管理基準への理解、同基準の遵守に関する指導等の徹底を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期す必要がある。
5. 他方で、本県が担う家畜衛生上の事務は拡大しており、限られた人員の中、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していく必要がある。
6. 以上のことから、令和2年4月、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）が改正され、本県は国の定める飼養衛生管理指導等指針に即して、地域の実情に応じて、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を計画として定める。
7. 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
8. 法第12条の3に規定する、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準である飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定する、悪性の家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に必要な具体的な措置を総合的に実施するための指針である特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）と併せ、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を徹底していくことが重要である。
9. 本計画は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心とはするものの、同基準の範囲に限定されるものではなく、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施体制等の方針を示すものである。
10. なお、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

1. 沖縄県の畜産業及び家畜衛生の現状

(1) 本県の畜産業の概要

本県は島嶼県であり、本島地域のみならず、離島地域においても畜産業は盛んである。家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は本島地域に2箇所（北部、中央家保）、離島地域に2箇所（宮古、八重山家保）が設置されており、それぞれ衛生指導業務等を実施している。

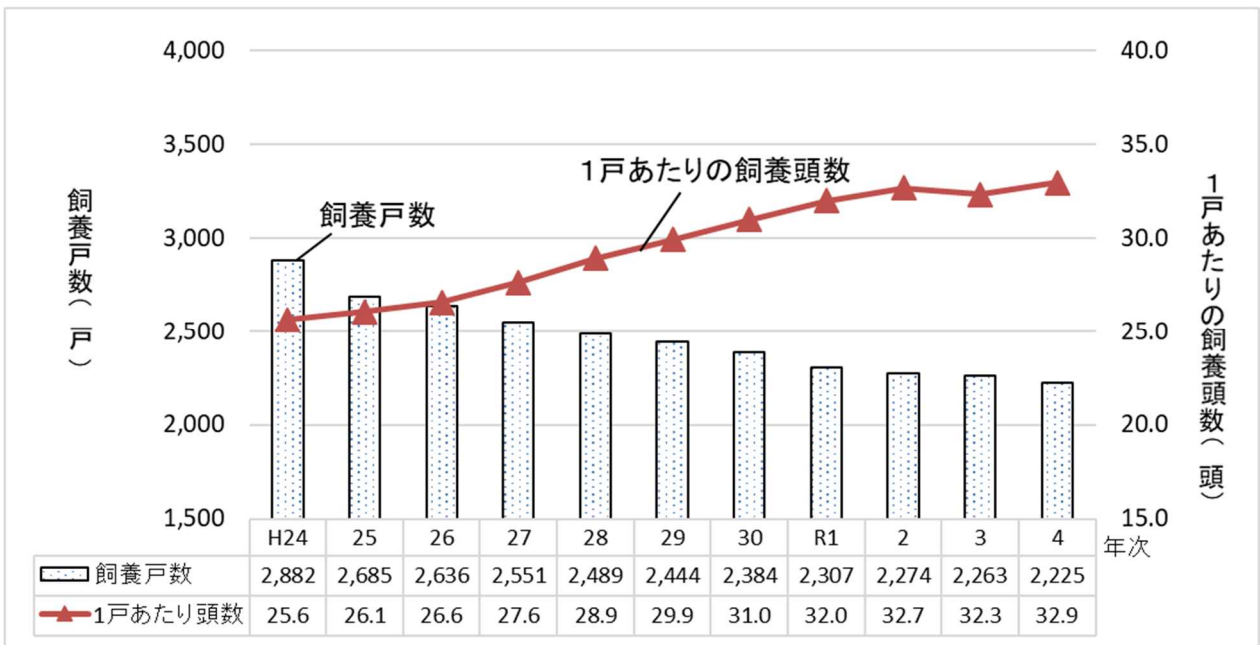
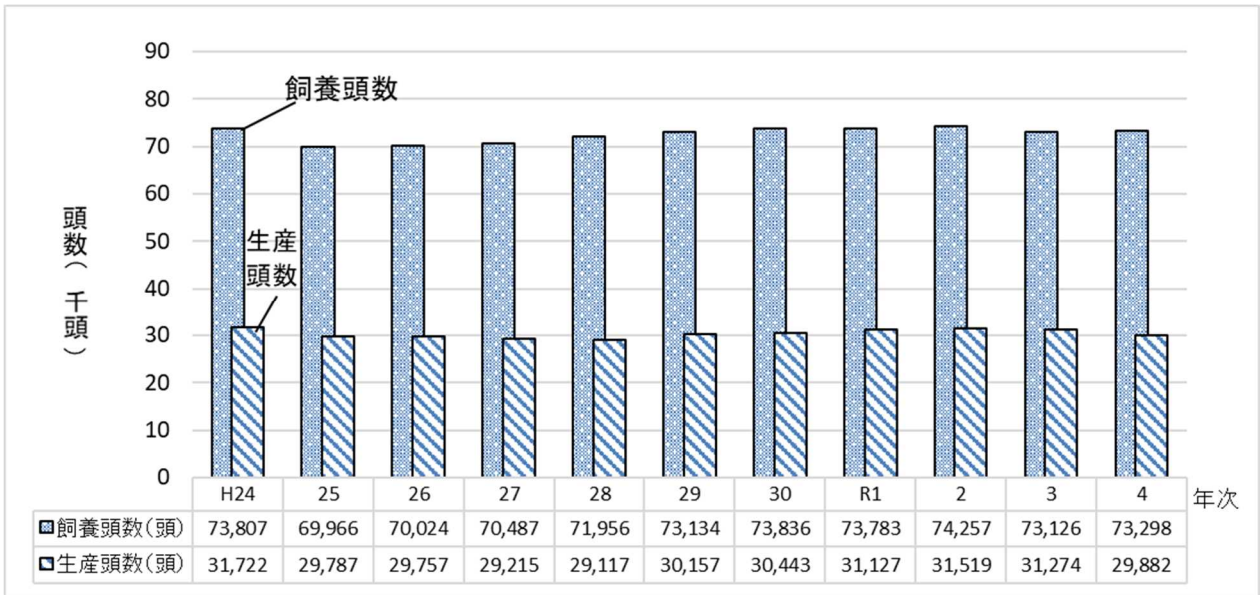
なお、管轄地域については、大規模養豚・養鶏の多い本島北部地域は北部家保、小規模養豚農家の密集している本島中南部地区は中央家保、肉用牛農家戸数の多い宮古地区は宮古家保、肉用牛頭数の多い八重山地区は八重山家保が管轄となる。また、本島中部には家畜衛生試験場があり、各家保からのより専門性の高い病性鑑定を受け、地域での疾病サーベイ等にも重要な役割を担っている。

(2) 家畜飼養状況（飼養頭羽数、飼養戸数、一戸あたりの飼養頭数）

【肉用牛】

- ・肉用牛は、宮古・八重山地区で本県全体の約59%が飼養されている。
- ・農家戸数は毎年減少傾向にあり、特に1戸あたりの平均飼養頭数の少ない宮古地区で顕著である。

R4年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	13,276 頭	7,205 頭	9,165 頭	12,738 頭	30,705 頭	73,298 頭
飼養戸数	299 戸	296 戸	281 戸	660 戸	689 戸	2,225 戸
飼養頭数/戸	44 頭/戸	24 頭/戸	33 頭/戸	19 頭/戸	45 頭/戸	33 頭/戸

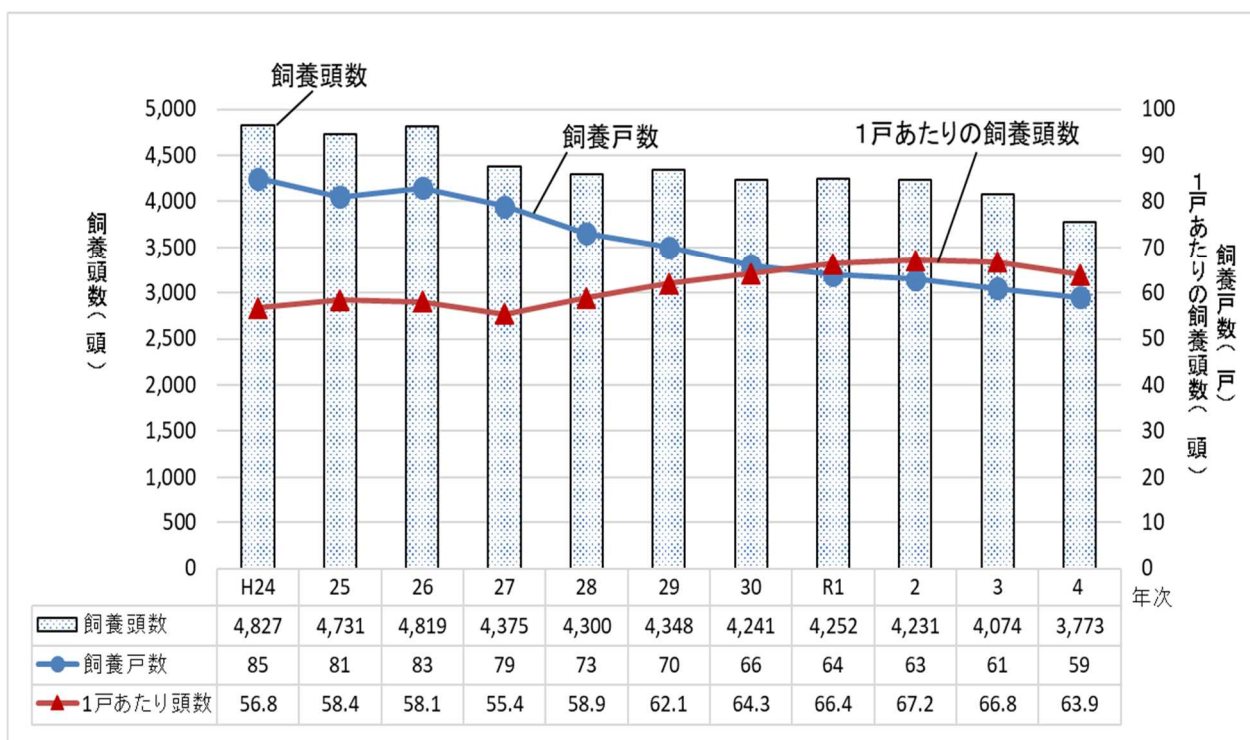


【 乳用牛 】

・乳用牛は、南部地区で本県全体の約70%が飼養されている。

- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養頭数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

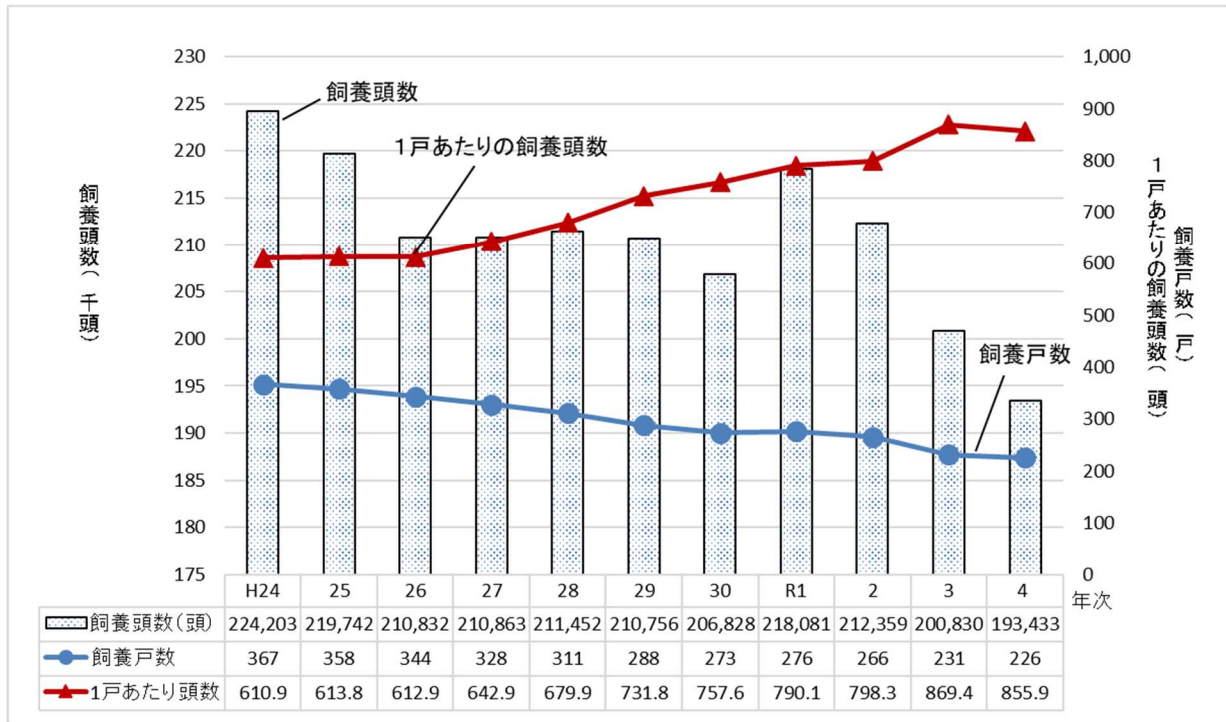
R4年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	560 頭	365 頭	2,651 頭	2 頭	195 頭	3,773 頭
飼養戸数	7 戸	5 戸	39 戸	1 戸	7 戸	59 戸
飼養頭数/戸	80 頭/戸	73 頭/戸	68 頭/戸	2 頭/戸	28 頭/戸	64 頭/戸



【養豚】

- ・豚は、本島地区で本県全体の約99%が飼養されている。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養頭数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

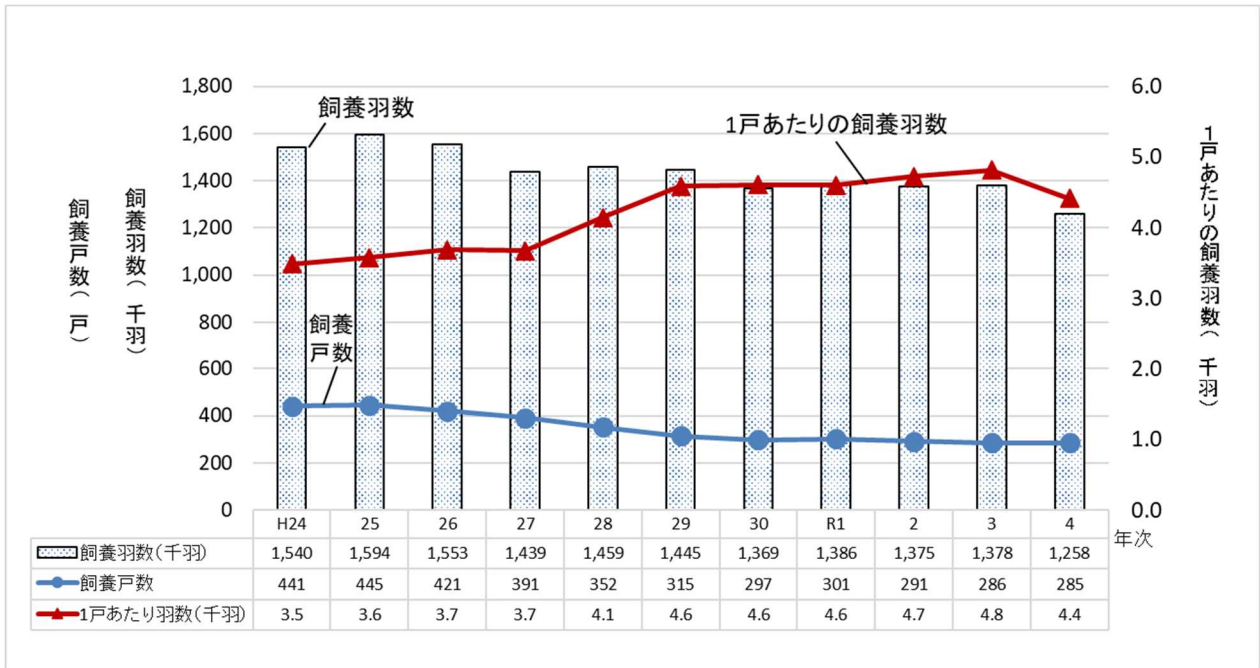
R4年12月末	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山	合 計
飼養頭数	102,942 頭	31,356 頭	57,177 頭	763 頭	1,195 頭	193,433 頭
飼養戸数	82 戸	51 戸	65 戸	13 戸	15 戸	226 戸
飼養頭数/戸	1,255 頭/戸	614 頭/戸	880 頭/戸	59 頭/戸	80 頭/戸	856 頭/戸



【採卵鶏】

- ・採卵鶏は、本島北部及び南部地区で本県全体の約83%が飼養されている。
- ・南部地域の平均飼養羽数は15,154羽/戸であり、大規模生産者が集中している。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

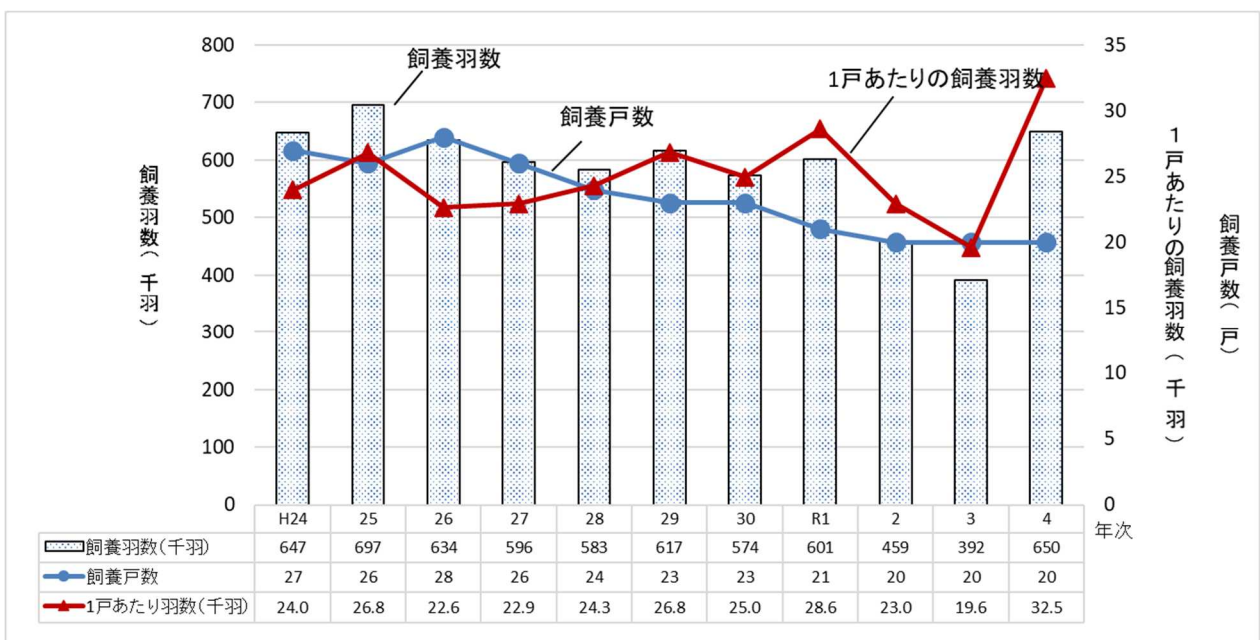
R4年12月末	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
飼養頭数	408,937羽	150,346羽	636,473羽	31,610羽	30,249羽	1,257,615羽
飼養戸数	100戸	90戸	42戸	9戸	44戸	285戸
飼養羽数/戸	4,089羽/戸	1,671羽/戸	15,154羽/戸	3,512羽/戸	688羽/戸	4,412羽/戸



【ブロイラー】

- ・ブロイラーは、本島北部地区で約99%が飼養されている。
- ・農家戸数は減少傾向にあるが、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にあり、飼養規模拡大、集約化の傾向にある。

R4年12月末	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
飼養頭数	645,624羽	0羽	3,010羽	100羽	800羽	649,534羽
飼養戸数	16戸	0戸	2戸	1戸	1戸	20戸
飼養頭数/戸	40,352羽/戸	0羽/戸	1,505羽/戸	100羽/戸	800羽/戸	22,989羽/戸



② 豚

対象農場数		1家畜所有者の責務															2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践															3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底																		
全体	95	うち大規模															うち大規模															うち大規模																		
遵守率	95	うち大規模															うち大規模															うち大規模																		
1家畜所有者の責務																	2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践																	3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底																
①関係法令の遵守																	②関係法令の遵守																	③関係法令の遵守																
遵守率	85	(89.5%)	84	(88.4%)	87	(91.6%)	81	(85.3%)	84	(87.4%)	88	(71.8%)	46	(48.4%)	92	(96.8%)	38	(40.0%)	39	(41.1%)	58	(61.1%)																												
4配給の作成及び保管																	5大規模所有者が遵守する措置																																	
①出入者に関する配給の作成・保管																	②関係法令の遵守																	③関係法令の遵守																
遵守率	53	(55.8%)	53	(55.8%)	63	(66.3%)	64	(67.4%)	74	(77.9%)	81	(85.3%)	66	(69.5%)	58	(61.1%)	9	(9.0%)	11	(11.3%)	4	(2.7%)																												
6獣医師等の健康診断実施																	7畜舎管理区域の設定																	8特定感染症の発生が疑われる場合の対応																
遵守率	69	(72.6%)	84	(88.4%)	79	(83.2%)	83	(87.4%)	84	(88.4%)	72	(75.8%)	90	(94.7%)	90	(94.7%)	91	(95.8%)	91	(95.8%)	92	(96.8%)																												
14衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置及び使用																	15衛生管理区域に立ち入る者の健康管理																	16特定感染症発生時における対応																
遵守率	79	(83.2%)	85	(89.5%)	55	(57.9%)	89	(93.7%)	85	(89.5%)	45	(47.4%)	82	(86.3%)	75	(78.9%)	62	(65.3%)																																
21清掃済みの飼料の利用																	22家畜の飼育又は移動時の健康管理																	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止																
遵守率	95	(100.0%)	90	(94.7%)	95	(100.0%)	71	(74.7%)	74	(77.9%)	72	(75.8%)	69	(72.8%)	87	(91.0%)	84	(88.4%)	76	(80.0%)																														
29畜舎内での作業の衣類及び靴の設置及び使用																	27器具の定期的な清掃又は消毒等																	28野生動物侵入防止のためのネット等の設置等																
遵守率	81	(85.3%)	27	(28.4%)	55	(57.9%)	88	(92.6%)	80	(84.2%)	76	(80.0%)	92	(96.8%)	60	(63.2%)	47	(49.5%)																																
29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等																	31必ず及び畜舎の掃除																	32衛生管理区域への野生動物の侵入防止																
遵守率	73	(76.8%)	62	(65.2%)	67	(70.5%)	78	(82.1%)	70	(73.7%)	70	(73.7%)	85	(89.5%)	71	(74.7%)	43	(45.2%)	80	(84.7%)	53	(55.8%)																												
33特定感染症が確認された場合の早期通報並びに出発及び移動の禁止																	40特定感染症以外の異常が確認された場合の発生・移動の禁止																																	
遵守率	62	(65.3%)	72	(75.8%)	90	(94.7%)	81	(85.3%)	90	(94.7%)	92	(96.8%)	92	(96.8%)	92	(96.8%)	92	(96.8%)	92	(96.8%)	92	(96.8%)																												

豚飼養農場において、「3①マニュアルの作成」及び「33 畜舎当施設の清掃及び消毒」の遵守率が特に低いため、畜舎等の清掃や消毒の手順を定めたマニュアルを各農場で整備する必要がある。

③ 鶏

対象農場数		1家畜所有者の責務															2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践															3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底																		
採卵	全体	67	うち大規模															うち大規模															うち大規模																	
肉用	全体	17	うち大規模															うち大規模															うち大規模																	
1家畜所有者の責務																	2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践																	3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底																
①関係法令の遵守																	②関係法令の遵守																	③関係法令の遵守																
遵守率	67	(100.0%)	66	(98.5%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	66	(98.5%)	67	(100.0%)	63	(94.0%)	67	(100.0%)	57	(85.1%)	57	(85.1%)	59	(88.1%)																												
4配給の作成及び保管																	5大規模所有者が遵守する措置																																	
①出入者に関する配給の作成・保管																	②関係法令の遵守																	③関係法令の遵守																
遵守率	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	14	(82.4%)	14	(82.4%)	14	(82.4%)																												
6獣医師等の健康診断実施																	7畜舎管理区域の設定																	8特定感染症の発生が疑われる場合の対応																
遵守率	66	(98.5%)	61	(91.0%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)	56	(83.6%)	80	(99.8%)	67	(100.0%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)																												
14衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置及び使用																	15衛生管理区域に立ち入る者の健康管理																	16特定感染症発生時における対応																
遵守率	66	(98.5%)	36	(53.7%)	67	(100.0%)	64	(95.5%)	48	(71.6%)	65	(97.0%)	63	(94.0%)	81	(91.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	66	(98.5%)																												
21清掃済みの飼料の利用																	22家畜の飼育又は移動時の健康管理																	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止																
遵守率	17	(100.0%)	14	(82.4%)	15	(88.2%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)																												
29畜舎内での作業の衣類及び靴の設置及び使用																	27器具の定期的な清掃又は消毒等																	28野生動物侵入防止のためのネット等の設置等																
遵守率	64	(95.5%)	35	(52.2%)	58	(86.6%)	67	(100.0%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)	66	(98.5%)	65	(97.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	65	(97.0%)																												
29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等																	31必ず及び畜舎の掃除																	32衛生管理区域への野生動物の侵入防止																
遵守率	65	(98.2%)	17	(100.0%)	16	(94.1%)	17	(100.0%)	16	(94.1%)	15	(88.2%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)	17	(100.0%)																												
33特定感染症が確認された場合の早期通報並びに出発及び移動の禁止																	40特定感染症以外の異常が確認された場合の発生・移動の禁止																																	
遵守率	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	66	(98.5%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)	67	(100.0%)																												

採卵鶏飼養農場は及び肉用鶏飼養農場においては、全体的な遵守率は概ね良好であるが、「4②及び⑧などの記録の保管」や「14②更衣による交差汚染の防止」などの項目において、遵守状況が不十分である。

(4) 近年の傾向

本県の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況であるが、小規模経営も多数存在している。

特に、家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、限られた労働力等から飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される。

飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスクなどに応じた対応が必要であることから、家畜防疫員は小規模経営農家が継続して実施可能な対策を講ずることが出来るよう指導する必要がある。

(5) 大規模経営

飼養規模拡大等に伴い、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人を従業員として雇用または技能実習生として受入を行い、飼養衛生管理を行う事例がある。これらの事例については今後も増加すると想定され、外国人技能実習生等を管轄する部署等の情報共有及び受入団体等と連携し、講習会等の実施等により外国人従業員等への飼養衛生管理基準遵守の理解醸成を含めた指導体制が必要である。

(6) その他関連事業者

飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者、その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。県では、これまで関連事業者に対し、講習会等の実施により飼養衛生管理基準遵守について理解醸成を図ってきたが、今後も継続して実施する必要がある。

2. 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

本県では令和2年1月に33年ぶりに豚熱の発生が確認され、10農場で殺処分等の防疫措置が実施された。疫学調査では、加熱等の対策が不十分な食品循環資源の給餌により発生を招いた可能性があり、食品循環資源の適切な加熱等についてこれまで以上に重点的に指導してきた。

また、令和4年12月に本県初となる高病原性鳥インフルエンザが発生した。疫学調査では、周辺に渡り鳥の飛来がみられ、また、鶏舎においては、野生動物の侵入が可能な隙間が複数箇所確認されていることから、野生動物の侵入防止の徹底について重点的に指導している。

牛伝染性リンパ腫については、近年増加傾向がみられ、肉用牛飼養農家の経営に打撃を与えており、吸血昆虫による機械的伝播防止対策や感染牛の分離飼育などの家畜飼養農場における感染防止対策の徹底が必要である。

さらに、平成25年に発生した豚流行性下痢（以下、「PED」という。）については、消毒の徹底やワクチンの使用によりまん延を防止した。

いずれの疾病においても、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内への侵入防止及び農場内でのまん延防止を図ることが重要である。

また、新型コロナウイルスに対する水際対策の緩和により、インバウンドが回復してきており、海外からの家畜伝染病侵入が懸念される。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病（令和3年発生） ・牛伝染性リンパ腫（継続的に発生） ・アルボウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、本病は、発症まで数ヵ月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とすることから早期摘発が課題となる。 また、本病には、治療法やワクチンがないことから、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、ヨーネ病対策要領で自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することに加え、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延対策について指導する必要がある。 ・牛伝染性リンパ腫には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、初乳給与後の早期母子分離、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。 しかし、小規模農場においては、分離飼育が困難な農場等もあり、農場の状況に応じた対策を検討するとともに、農家による対策の継続実施が課題となっている。 ・アルボウイルス感染症については、本県では年間を通してカヤヌカカなどの媒介昆虫がみられることからハイリスクな地域である。特に牛流行熱

		<p>については 5～10 年間隔で地域的な流行がみられ、最近では令和元年に与那国地域において流行が確認されている。</p> <p>ほとんどの牛舎が開放型であり防虫ネットの設置は困難であり、吸血昆虫対策として忌避剤の使用やワクチン接種の継続性が課題となる。</p>
山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生虫症（捻転胃虫、乳頭糞線虫） ・コクシジウム症 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生虫症等については、定期的に投薬がなされていない等の事例が見受けられる。 <p>また、農家戸数も多く、全戸立入等の指導は困難な状況であり、講習会等の実施により飼養衛生管理基準の遵守等について醸成を図る必要がある。</p>
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱（令和2年発生） ・PED（平成28年発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県での豚熱発生では、加熱等の対策が不十分な食品残渣の給餌により発生を招いた可能性がある」と指摘されている。 <p>本県では他県と比較し、食品残渣を飼料として給餌している農家が多い。</p> <p>そのため、適正な加熱処理や農場内における動線等、飼養衛生管理基準の遵守徹底について継続的に指導する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒の徹底やワクチンの使用による侵入防止及び発生予防対策を継続して実施するとともに、飼養衛生管理基準遵守の徹底について継続的に指導する必要がある。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月に県内にて初めて発生。野生動物が侵入可能な隙間が複数指摘されており、飼養衛生管理基準遵守の徹底について、継続的に指導する必要がある。

(3) 家保及び各主体間の連携における課題

飼育衛生管理指導については、農林水産省の定める「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき実施しているところであるが、各家保管内には離島が複数あり、農場1戸あたりの飼養衛生管理指導に費やすことができる時間は限られている。

市町村においては、家畜伝染病予防法施行細則（平成12年3月24日規則第31号）に基づく検査等の手数料徴収事務の実施や家畜防疫衛生に係る連携を行っている。また、沖縄県農業協同組合（農協）及び沖縄県酪農農業協同組合（県酪）職員においては、県外導入牛の着地検

査に係る情報提供等を行っており、現在も一定の協力を得られているところである。しかし、法に基づく定期検査のための立入のみでは、きめ細やかな飼養衛生管理指導は困難な状況がある。

また、農場における疾病発生状況を把握し、飼養衛生管理指導を効率的に行う上で、食肉検査所からと畜検査や食鳥検査の結果は重要な情報であり、現在も円滑な状況共有が行われているが、今後も継続していく必要がある。

このため、市町村や農協等の生産者団体、関係事業者等の関係者の飼養衛生管理指導業務の重要性に対する理解をこれまで以上に深めてもらい、関係者との連携の下で業務の効率化を図るとともに、関係者が一体となり、飼養衛生管理にかかる普及啓発を通じて飼養者等の自発的な取り組みを推進し、地域の飼養衛生管理水準を向上させることが重要となる。

3. 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等に関する基本的な方向

① 指導等の実施において重視する事項及び基本的な考え方

農場における伝染性疾病の発生リスクは、当該農場の飼養規模・従業員等の経営体制・疾病の発生歴、国内外及び地域における疾病の発生状況、周辺の交通網や農場に出入りする人・車両等の頻度、周辺の畜産農場の分布状況等によって異なることから、農場毎に重点的に指導すべき事項を整理する。農場の伝染性疾病の発生リスク分析については、直近の農場への立入り結果や定期報告の内容に基づき毎年度実施し、その内容を翌年度の指導計画へ反映させる。

② 家畜の所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

毎年の定期報告の提出により確認する。期日までに定期報告の提出のない農場については、市町村及び農協等の協力の下、定期報告の回収に併せて個別に聴取を行う。

③ 家畜の所有者及び飼養衛生管理者等への情報の周知

県は国内外の疾病発生状況や飼養衛生管理に係る情報等の提供は随時 HP や広報等にて行い、個別での提供は家保から要望のあった農場へ文章又は電子メール等により情報提供を行う。

④ 市町村及び生産者団体等との共同体制の構築

市町村及び農協等と連携し、定期報告による飼養者の情報の収集・整理及び飼養衛生管理水準向上の取り組みを推進する。

⑤ 生産性を阻害する疾病の低減

農協や獣医師等と連携し、特に生産性を阻害する疾病の発生した農場について、重点的に清浄化及び再発防止対策を講ずる。

⑥ 野生動物への対策強化等

市町村及び猟友会等と連携し、地域における野生動物の生息状況の把握に努め、農場毎に必要な対策を講ずる。

(2) 指導等の実施に関する基本的な方向

① 県計画

県は、法第 12 条の 3 の 4 に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として 3 年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。

また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュールを 3 年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

なお、指導計画の見直しに当たっては、地域の協議会等を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

② 飼養衛生管理者による自己点検

定期報告により少なくとも年 1 回以上自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有する。また家保は不遵守が認められる農場に対しては、法第 51 条に基づく立入検査を実施し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による指導・助言・命令・勧告を行う。

③ 農場への立入

牛の大規模農場並びに小規模農場を除く家きん及び豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場については、原則として、法第 51 条に基づく立入検査を毎年実施する。

大規模農場を除く牛の飼養農場及びその他の畜種の飼養農場については、法第 5 条に基づく定期ヨウネ病検査や病性鑑定の機会等を活用して、計画期間内に少なくとも 1 回立入を実施するほか、（1）による指導・助言にも関わらず、長期にわたり改善が認められない農場について、法第 51 条に基づく立入検査を実施し、指導を実施する。

特に、全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の 9 月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うこと（一斉点検）を指導する。

④ 市町村、生産者団体等と共同する場合の情報共有等

平時より、家保が重点的に指導を行う農場及び、農場毎に重点的に指導すべき事項等の情報について共有を図り、当該取組への協力体制を構築する。

（2）による立入検査により不遵守が認められ、長期にわたり改善が認められない農場については、市町村及び農協等の関係者へ情報共有を行うとともに、これらの関係者と連携の下、遵守状況の改善を図る。

また、法第 12 条の 5 に基づく指導・助言及び、法第 12 条の 6 に基づく勧告等を実施する場合も、あらかじめ関係者へ情報共有を行う。

⑤ 指導結果の確認等

指導事項の改善状況については、（1）及び（2）に準じて毎年確認を行い、その結果については（3）により関係者へ共有する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

1. 実施方針

県は全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し公表する。（参考 1）

サーベイランスや病性鑑定の結果については、家保において取りまとめの上、生産者へ還元するとともに、当該検査の実施に携わった市町村・獣医師・生産者団体等の関係者と共有する。

また、県保健医療部の保有する情報については、飼養衛生管理水準の向上に活用することを目的に、関係事業者及び生産者の同意が得られた場合に、獣医師や生産者団体等の関係者と共有する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

1. 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

(1) 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

令和2年7月に飼養衛生管理基準が改正され、令和4年2月に、飼養衛生管理基準が定められた畜種（豚等を除く。）を飼養する農場における飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底が義務化されたことから、各農場における衛生管理マニュアルの作成を優先的に設定するとともに、衛生管理マニュアルの作成を通じて、飼養衛生管理基準の各項目に対する理解を深めることで、農場における飼養衛生管理基準の向上を図る。

なお、本マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。

また、県は法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。それらの確保が困難な場合においては、県が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。

畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛 及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入り口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	(地域) 県内全域 (時期) R6年度 ~R8年度	立入時に指導 (定期ヨーネ病検査等) 講習会等の実施 パンフレット等の配布
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 	(地域) 県内全域 (時期) R6年度 ~R8年度	立入時に指導 講習会等の実施 パンフレット等の配布

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済み飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵等） ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用する 		
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置又は手袋・長靴を用意して交差汚染を防ぐ手順で更衣。 ・野性動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（ウィンドレス家きん舎も同様） ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状（通例の2倍以上の死亡やチアノーゼ等）が確認された場合の早期通報 	<p>（地域） 県内全域</p> <p>（時期） R6 年度 ～R8 年度</p>	<p>立入時に指導 （一斉点検：毎年9月、10月実施、） 講習会等の実施 パンフレット等の配布</p>

（2）各年度の優先事項等

県は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及びその地域並びにそれぞれについて重点的に指導を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め公表する。（参

考2)

2. 1以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

(1) 埋却地の確保に関する公有地の決定

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分畜及び汚染部品等の処理方法については埋却を基本方針とし、埋却地の確保は家畜の飼養者の義務であることから、県は飼養者による埋却地の確保について指導する。一方、埋却地が河川の近くにある場合や、大がかりな伐採・整地を必要とする山林である場合のほか、飼養規模拡大により埋却に必要な面積の不足が見込まれる場合等を想定し、県・市町村・国の保有する公有地であり、活用可能なものについてリストアップを推進する。

家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。また、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進めて、事前の住民説明の発生時に備えた対応を徹底する。

(2) レンダリング装置の想定

2(1)による埋却地の確保が困難な場合に備え、県は大規模に汚染物品等を処理できる施設のリストアップ及び事前協議、国から発生時にレンダリング装置を借用するための調整を行う。

(3) 大規模農場の指導計画

県は、家畜の飼養農場の戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む。）の策定及び周辺住民に対する説明並びに消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で指導計画の優先事項に定め、指導等を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

1. 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家保は、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、飼養衛生管理水準の向上に必要な支援を行うことで、これらの者が行う自主的措置の活性化を図る。

なお、支援にあたっては、これらの者を対象とした講習会等の開催による普及啓発の他、地域で問題となる疾病の種類や、国内での疾病の発生状況を受け農林水産省より発出される飼養衛生管理基準徹底に係る通知内容等を考慮の上、当該取組の推進のために必要な事項を決定する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

1. 都道府県の体制整備

(1) 家畜防疫員の確保及び育成

県は、平常時から、修学資金の活用等による農林水産分野の獣医師の確保、退職獣医師等の

潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

飼養衛生管理基準に係る指導の高位平準化を図るため、定期的を開催する家保担当者会議等により家保間の情報共有を図るとともに、家保毎に、民間獣医師を対象とした講習会等を定期的に開催する。

また、家保は農場への立入の際に、指導経験の豊富な家畜防疫員が、経験の浅い家畜防疫員の育成を兼ねつつ指導を行う。

2. 飼養衛生管理者の選任、研修等

(1) 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家保は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

飼養衛生管理者の選任は家畜の所有者が行うことを基本とするが、平時より当該農場の飼育管理に携わっている者や、当該農場において勤務し、獣医学・公衆衛生学等の専門知識を有する者等を想定している。

選任にあたっては、当該農場の飼養管理に携わっている者及び家保等と密に連絡が取れる体制を構築する必要があることに留意し、特に、日常的に利用可能な電子メールアドレスを所持していることが望ましい。なお、飼養衛生管理者に変更があった場合には、家畜の所有者は速やかに家保へ届け出るものとする。(※)。

※家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、また、その衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能である。

(2) 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家保は、市町村・生産者団体等との連携の下、飼養衛生管理者に対する研修会の開催等を実施する。

研修会の開催は使用する畜種毎に行うことを基本とし、国内外における伝染性疾病の発生状況や飼養衛生管理基準の内容の確認及び遵守にあたっての留意事項等の講義を中心に研修を行う。開催の時期については、研修内容に応じて適切に設定する。

なお、家畜伝染性疾病のまん延防止の観点から、同一畜種の飼養者を一堂に会した研修会の開催が困難である場合には、研修資料の提供に代えることとする。

(3) 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

① 情報提供の方法、頻度、内容等

飼養衛生管理者に対し、飼養衛生管理基準に係る各種情報について電子メールや広報等により情報提供する。農林水産省からの飼養衛生管理基準遵守徹底に係る通知等については、通知がある度に情報提供を行うほか、広報については、年4回(4月・7月・10月・1月)を目安に配布する。

② 外国人従業員向けの情報提供方法

外国人従業員を支援する県内の団体の協力の下、飼養衛生管理基準に係る講習会等を開催し、情報提供を行う。

3. その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

畜種毎に飼養衛生管理基準における当該年度の指導スケジュールを策定し、年度毎に公表する。(参考3)

(2) 命令違反者の公表

法第12条の6に基づく勧告等の実施に関わらず、正当な理由なく飼養衛生管理基準の遵守状況の改善が図られない者については、農場名・農場所在地・違反事項等の内容を公表することとする。

違反者の公表にあたっては、事前に市町村や生産者団体等の関係者へその旨を情報提供した上で、実施する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

1. 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県内外における家畜衛生及び飼養衛生管理に係る情報共有及び課題の整理等を行い、これらの問題に対し関係者が一体となり取り組むため、協議会等の設置・活用を行う。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・山口家畜防疫連携協議会	・山口県畜産課 ・福岡県畜産課 ・佐賀県畜産課 ・長崎県畜産課 ・大分県畜産振興課 ・熊本県畜産課 ・宮崎県家畜防疫対策課 ・鹿児島県畜産課 ・沖縄県畜産課	夏頃	各県持ち回り	・各県の家畜衛生状況について
家畜衛生連絡協議会	・県畜産課 ・各家保 ・県家畜衛生試験場	5月、12月	県畜産課	・各地区における家畜伝染性疾病発生状況 ・国内外における特定家畜伝染病発生状況 ・防疫衛生関連事業に関すること
沖縄県オーエスキー病防疫協議会	・県畜産課 ・県家畜衛生試験場 ・家保	年1回	県畜産課	オーエスキー病防疫対策等に関する協議

	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜改良センター ・県内畜産（養豚）関係団体 ・県獣医師会 			
県外導入豚 連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県家畜衛生試験場 ・県畜産課 ・管轄家保 ・生産者団体 	随時	県家畜衛 生試験場	県外導入豚等に関する協議
北部地域畜 産関係事業 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・北部家保 ・管内市町村 ・農業改良普及課 ・NOSAI、JA等 	5～6月	北部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産振興対策に関すること ・家畜衛生対策に関すること 等
北部地域特 定家畜伝染 病危機管理 対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・北部家保 ・北部振興センター各課 ・管内市町村 	12～1月	北部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家畜伝染病の発生状況に関すること ・飼養衛生管理基準に関すること ・防疫対策に関すること 等
中南部地域 特定家畜伝 染病危機管 理対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・中央家保 ・中南部地区県出先機関 ・中南部地区市町村 	5～11月	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家畜伝染病発生状況の周知 ・特定家畜伝染病防疫対策の確認・協議 ・特定家畜伝染病防疫体制の確認・協議 ・飼養衛生管理基準の周知
中南部地域 畜産推進協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中央家保 ・管内市町村 ・普及センター ・保健所 ・JAおきなわ ・畜産振興公社 ・県酪農組合 	5～7月	中央家保	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家畜伝染病等発生状況の周知 ・特定家畜伝染病の防疫対策や体制の確認・協議 ・家畜防疫衛生関連事業推進・協議 ・飼養衛生管理基準の周知
宮古地域畜 産推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市村 	5～6月	宮古家保	畜産振興対策に関すること、家畜衛生対策に関すること
宮古畜産技 術員会	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県家畜改良協会 ・宮古家畜保健衛生所 ・宮古農林水産振興センター農業改良普及課 ・宮古島市畜産課 ・多良間村役場産業経済課 ・沖縄県農業共済組合宮古支所 ・沖縄県農業共済組合宮古支所家畜診療所 	通年	沖縄県農 業共済組 合宮古支 所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養衛生管理基準の周知に関すること ・家畜伝染病発生状況に関すること ・特定家畜伝染病発生時における動員調整に関すること ・共進会開催等における家畜市場消毒に関すること ・牛トレサビリティに関すること ・牛白血病対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県農業協同組合宮古地区畜産振興センター ・沖縄県農業協同組合多良間支所 ・沖縄県家畜改良協会宮古出張所 			<ul style="list-style-type: none"> ・死亡牛処理等の対応に関する事 ・家畜セリ価格等の報告に関する事 ・畜産関係事業等の調整に関する事
八重山畜産技術員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県機関 ・市町畜産関係部署 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・八重山獣医師会 ・和牛改良組合ほか 	通年	八重山家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> 各種畜産関連事業にかかる協議 ・家畜伝染病発生状況などの周知と取組 ・畜産振興関連事業の周知と取組等
ぱいぬしま養豚振興協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者 ・食品業団体ほか 	通年	生産者	<ul style="list-style-type: none"> 各種養豚関連事業にかかる協議 ・養豚経営の安定と生産力向上に関する取組 ・豚疾病の予防及びまん延に関する取組 ・豚の育種改良、導入に関する取組等

2. 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

口蹄疫やアフリカ豚熱等、海外で発生している伝染病が国内で発生した場合や、県内の野生動物において特定家畜伝染病の病原体が確認され、県内の農場での発生リスクが高まった場合には、農場における飼養衛生管理基準遵守状況に係る緊急点検及び消毒等を実施する。緊急点検及び消毒等の実施にあたっては、迅速性が求められることから、生産者自らが行うことを原則とし、家保は、農林水産省より緊急的に発出される飼養衛生管理基準順守徹底に係る通知等の内容を参考に、飼養衛生管理区域内への病原体侵入防止及び、病原体が侵入した場合の飼養衛生管理区域からの病原体の拡散防止対策について重点的に指導する。

また、地域の飼養衛生管理水準を迅速に強化する必要があることから、市町村や農協等の生産者団体と連携し、飼養者への飼養衛生管理指導を強化するとともに、必要な支援を講じる。

3. 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

飼養衛生管理基準が定められた家畜を愛玩用として室内で飼育する等、通常の飼養場所と異なる場合であっても、法に基づき指導することとする。この場合、当該家畜の飼養形態を考慮し、実践可能な対策を重点的に指導する。

(参考2) 令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があるため。 ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 	通年
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があるため。 	通年

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・処理済み飼料の利用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 ・動物由来食品循環資源については適切な加熱処理等を実施しなかった場合、家畜伝染性疾病の発生要因となることから、利用農家に対し、適切な加熱処理等の実施について指導する必要があるため。 ・衛生管理区域や畜舎等への野性動物の侵入は、家畜伝染性疾病の発生要因となることから、ネット等の設置、点検及び修繕等の野性動物侵入防止対策について指導する必要があるため。 	
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜の所有者が第一義的責任を有しており、その責任を果たすため、知識及び技術の習得並びに飼養衛生管理その他の措置を実施する必要があ 	通年

	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・野性動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（ウィンドレス家きん舎も同様） ・家きん舎の数に応じた手指消毒設備または手袋・長靴の設置（更衣時は交差汚染させない） 		<p>るため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な飼養衛生管理を実施するため、家畜の所有者は飼養衛生管理マニュアルを作成し、実行する必要がある。マニュアル作成あたり、家保は家畜の所有者に対し、周知徹底及び作成の支援を行う必要があるため。 ・衛生管理区域や畜舎等への野性動物の侵入は、家畜伝染性疾患の発生要因となることから、ネット等の設置、点検及び修繕等の野性動物侵入防止対策について指導する必要があるため。 ・汚染した従事者の手指・長靴は家畜伝染性疾患の発生要因となり、また畜舎間での交差汚染の発生要因となることから、家きん舎毎に手指消毒設備または手袋・長靴を設置させるよう指導する必要があるため。 	
--	--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状（通例の2倍以上の死亡やチアノーゼ等が確認された場合の早期通報 		<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域内に不要なものを放置して不衛生にしまうと、侵入したネズミ等の野生動物の住処の発生要因となることから、衛生管理区域内の整理整頓及び消毒をさせるよう指導する必要があるため。 ・特定症状の早期発見及び早期通報によって感染拡大が防げることから、指導をする必要があるため。 	
--	---	--	---	--